

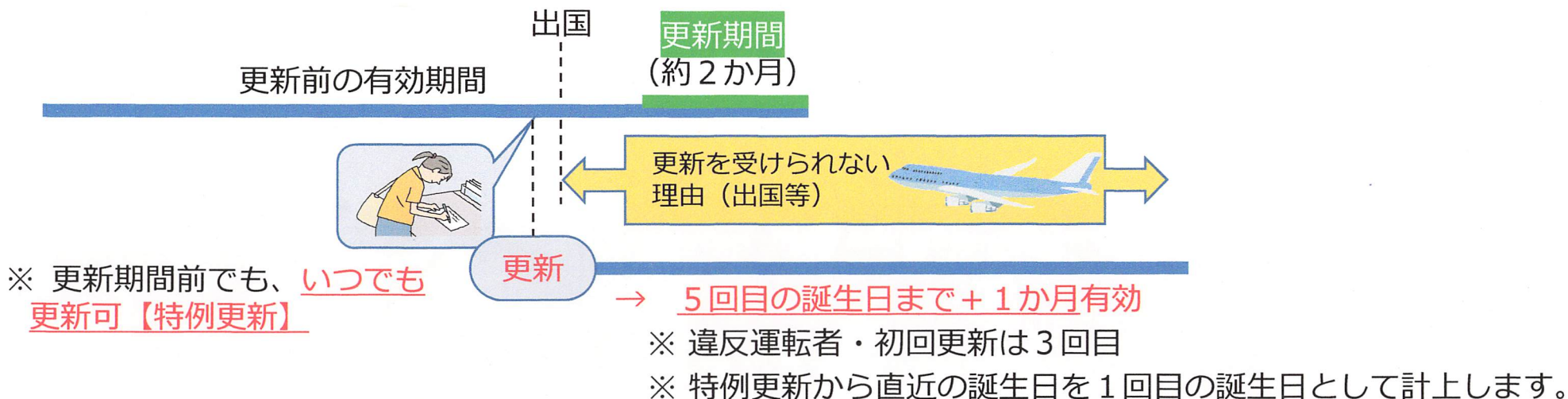
海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

※ 一般的な制度は下記のとおりです。手続きに応じ手数料や持参書類等が異なりますので、当ホームページを参照していただき、ご不明点あれば運転免許試験場等までお問い合わせください。

【出国前】

<道路交通法第101条の2>

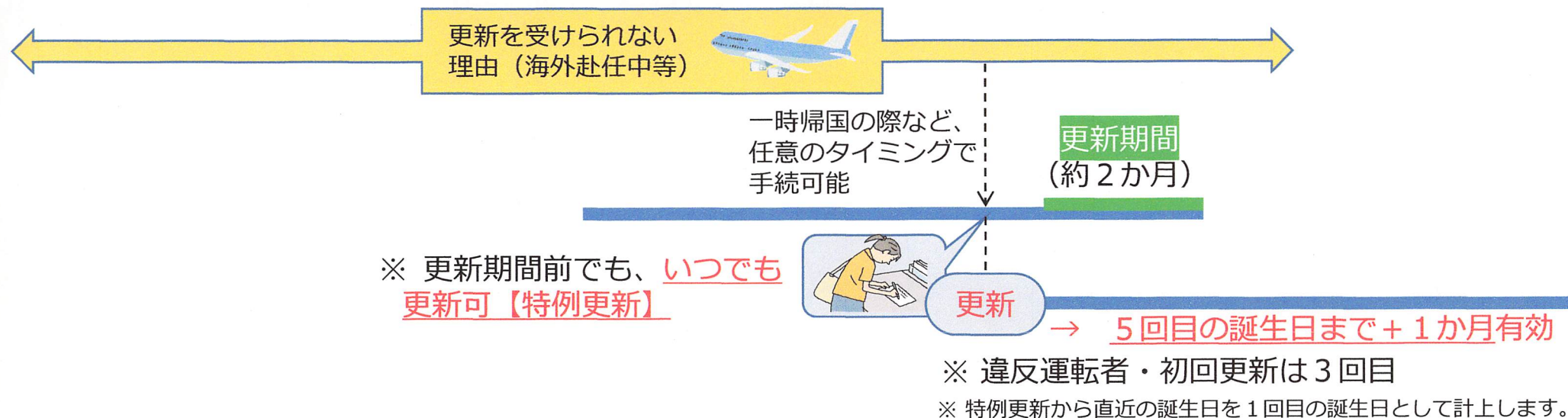
海外赴任の予定がある方は、出国前に更新していただければ、多くの方は、5年間有効な免許証を持って出国することができます。



【海外赴任中】

<道路交通法第101条の2>

海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。



海外赴任中に免許が失効しそうなときも、事前に申し出ただけであれば、コロナ対策として講じられている運転及び更新可能期間の延長を受けることができます。

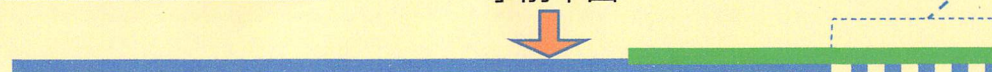
※コロナ対策により帰国できないことが予想される等、コロナ対策を理由とする場合に限りです。

【事前申出による運転及び更新可能期間の延長 (コロナ対策)】

失効前の申出 (郵送等でも可) により、運転及び更新可能期間を3か月延長 (その旨を免許証に記載等することで、引き続き運転可)

事前申出

3か月延長、複数回の申出可

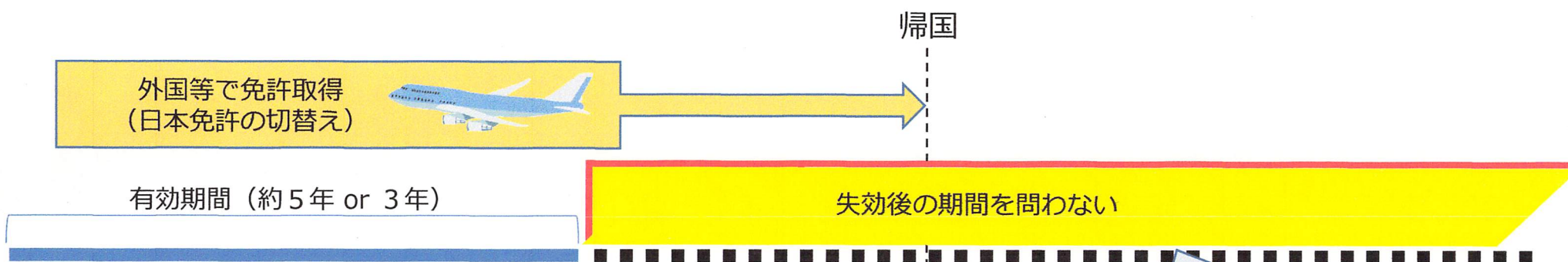


【帰国時】

＜道路交通法第97条の2第2項＞

① <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することができます。



【外免切替】

- かつて一度でも日本の免許を受けたことがある者は、日本の免許失効後の期間を問わず、有効な外国等の免許を有する（日本の免許から切り替えた場合も含む。）ことを確認すれば、視力等の検査のみ（講習なし）で、日本の免許を取得



外国等の免許 + 滞在期間の確認
(検査のみ・講習なし)

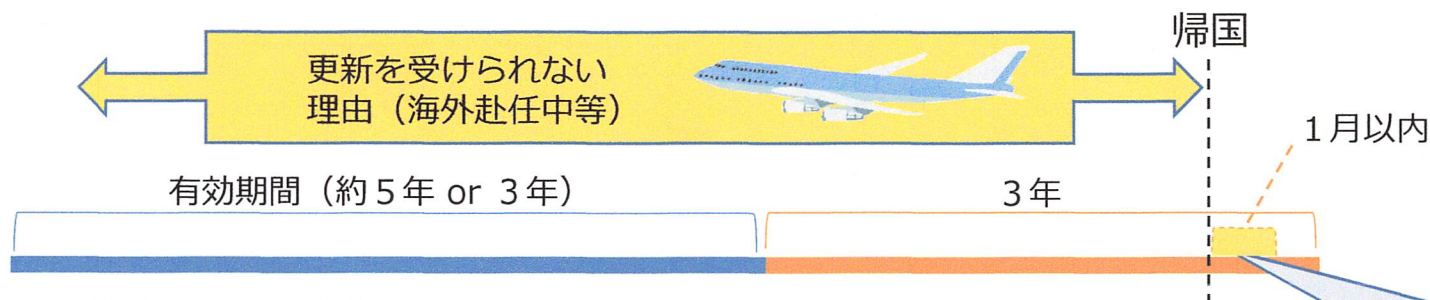
※ 「外国等」の範囲に制限なし（外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在することが必要）

【帰国時】

<道路交通法第97条の2 第1項第3号>

② <外国等の免許を受けていない場合>

外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、更新と同じような手順で免許を取得することができます。⇒免許証失効（有効期限切れ）手続き



【試験の一部免除】

- 失効後3年（帰国後1月以内）は、更新と同じような手順（検査・講習）で免許を取得（優良運転者等のステータスも継続）



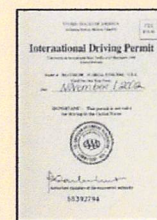
更新と同じような手順
（検査・講習）

※手数料、持参書類等は異なります

【帰国から免許手続までの日本における運転】

<道路交通法第107条の2>

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した 国際運転免許証等 を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）、日本で運転することができます。



（国際運転免許証）